

## 《各地の官公需印刷物の入札制度改善状況》

2013年2月 全印総連・産業対策委員会

### 【最低制限価格制度が導入されている18道・県】

- ①北海道～「物品購入事務処理方法書」が改正施行され、平成16年1月から全ての印刷発注について最低制限価格制度（予定価格の70%）が適用された。しかし平成18年4月から250万円以上の印刷物は最低制限価格制度の対象外、同年6月からは250万円未満の最低制限価格制度が予定価格の60%となった。
- ②青森県～平成17年4月から印刷物の入札に最低制限価格制度が導入された。印刷はすべて請負契約。予定価格150万円を超える契約で予定価格の50%～70%。
- ③秋田県～平成16年4月から印刷を「製造請負」に契約制度を変更。平成24年4月から予定価格50万円を超え250万円以下のオープンカウンターの案件に最低制限価格を導入、予定価格の70%～90%。
- ④山形県～平成22年4月から最低制限価格を導入。
- ⑤群馬県～平成15年5月から印刷物を「その他請負契約」の中の「印刷・出版委託契約」と考え、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を導入。予定価格160万円以上の契約が対象。
- ⑥埼玉県～平成23年(2011年)4月から印刷物の入札に最低制限価格制度。
- ⑦神奈川県～平成23年(2011年)4月から印刷物の入札に最低制限価格制度、予定価格の70%。
- ⑧静岡県～平成21年1月から予定価格が100万円を超える印刷物の発注に最低制限価格制度。最低制限価格は、当分の間、予定価格の10分の6。
- ⑨岐阜県～平成23年9月から予定価格100万円以上に最低制限価格制度、予定価格の10分の6。
- ⑩三重県～平成24年4月から予定価格100万円以上に最低制限価格制度、予定価格の10分の7。
- ⑪鳥取県～平成21年12月から予定価格20万円以上に最低制限価格制度、予定価格の3分の2から10分の8。
- ⑫山口県～平成25年1月より予定価格50万円を超える指名競争入札に最低制限価格を導入、予定価格の70%位。
- ⑬香川県～平成16年10月から印刷発注において1)予定価格の事後公表を行う。2)一般競争入札に係るものについては、最低制限価格を設定する。3)印刷発注に係る入札書に、積算内訳書を添付することを義務づける。
- ⑭福岡県～平成17年4月から一般競争入札とオープンカウンターの案件全てに最低制限価格を導入。予定価格の予定価格の70%～90%。
- ⑮佐賀県～平成18年1月より用度管財課で取扱う印刷物の入札方式で実施する製造の請負契約に最低制限価格を設ける。原則、積算価格10万円以上を対象とし、原版保有及び単価契約については対象外とする。
- ⑯長崎県～平成24年2月から予定価格50万円以上の案件に最低制限価格を導入、予定価格の3分の2。
- ⑰熊本県～平成18年10月より熊本県庁の管理調達課で取り扱う印刷物に最低制限価格制度が導入された。予定価格30万円以上を対象とし、最低制限価格は10分の6。
- ⑱沖縄県～平成23年1月から100万円を超える競争入札に最低制限価格制度が導入、予定価格の70%～90%。

### 【低入札価格調査制度が導入されている県】

宮城県～平成17年度より印刷物の発注は製造の請負契約。平成20年2月から低入札価格調査制度を導入、平成22年3月改正。対象は予定価格が160万円を超える入札と公募型指名競争入札では50万円以上160万円以下。調査基準価格は設計額の70%。有効応札平均額の85%を下回ると失格。見積内訳書の提出が義務付けられている。

**【物品から請負契約に変更などをした都・県】**

**東京都**～平成 18 年 9 月から印刷物は物品買入れから請負契約として扱う。

**山梨県**～平成 20 年 4 月から、印刷物の契約形態が「物品」の扱いから「製造請負」に変更になった。

**鹿児島県**～平成 18 年 4 月から物品購入から製造の請負に変更。仕様書に丸投げ禁止の条項を付記。

**【最低制限価格制度が導入されている市・区】**

**青森市**～平成 15 年 1 月から印刷物の入札に最低制限価格制度が導入。予定価格 130 万円以上の契約で予定価格の 60%

**福島県・いわき市**～平成 15 年 4 月から印刷物の入札に最低制限価格制度が導入された。予定価格 50 万円以上の契約で予定価格の最低制限設定率は不明。印刷はその他の請負契約。

**千葉県・千葉市**～平成 15 年 4 月より最低制限価格制度を導入した。

**東京都・中央区**～平成 15 年(03 年)4 月から印刷物を「その他請負契約」と考え、印刷物の入札に最低制限価格制度が導入された。予定価格 500 万円以上の契約。予定価格は入札終了後、公表する。平成 15 年 9 月に全印総連と東京都グラフィックサービス工業会と共同して懇談を実施した。平成 16 年(04 年)4 月から予定価格 130 万円を超える契約。最低制限価格は 10 分の 8 から 3 分の 2 の範囲。

**東京都・練馬区**～平成 22 年 2 月から印刷物の入札に最低制限価格制度が導入された。予定価格 130 万円を超える契約。最低制限価格は 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲。

**東京都・新宿区**～平成 22 年 7 月から印刷物の入札に最低制限価格制度が導入された。予定価格 130 万円を超える契約。最低制限価格は 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲。

**東京都・荒川区**～平成 23 年 1 月から印刷物の入札に最低制限価格制度が導入された。すべて

の契約。最低制限価格は 67%から 85%。平成 17 年 4 月から予定価格を事後公開(予定価格 50 万以上)。

**東京都・豊島区**～平成 22 年 7 月から印刷物の入札に最低制限価格制度が導入された。予定価格 130 万円を超える契約。最低制限価格は 10 分の 7 から 10 分の 9 の範囲。

**山口県・宇部市**～平成 24 年 6 月から最低制限価格を導入、予定価格の 85%。

**【予定価格公開などがされている市・区】**

**東京都・文京区**～平成 17 年 4 月から予定価格を公開。印刷物は物品でなく請負契約。

**東京都・千代田区**～平成 23 年 6 月 10 日から予定価格を事後公開。

**京都市**～平成 17 年(2005 年)、物品調達のままながら全て印刷契約案件で予定価格を事前公開。